

株式会社タカキューに対する再生支援の完了について

2024年6月13日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2024年1月25日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目処が立ち、かつ、実務面での引継業務が全て終了したことから、本日、当該再生支援決定に係る全ての業務を完了することとしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社タカキュー（以下「再生支援対象事業者」という。）

2. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、関係金融機関等の関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施することによって、再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、上場企業である再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うこととしました。

以上